

満84歳以下の方が対象

年金受給者協会会員の皆さんへ

2021年10月1日以降始期用

あんど保険 のご案内

「あんど保険」は、年金受給者協会(連合会)の会員およびその配偶者および同居の親族を対象とした団体契約です。

医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険

団体割引

25%

適用!



保険期間

(毎月20日までにお申込みいただいた方)

翌月1日午後4時から1年間

突然の病気や急な入院も、この保険があれば安心。

入院に伴う負担を軽減します。



Point
1

病気で入院された時の補償を中心とした制度です。

Point
4

ご契約は1年ごとの毎年更新方式です。

Point
5



割安な掛金で充実した補償!
(団体割引25%適用)

Point
6

*加入依頼書および告知の内容により、
ご加入をお断りする場合や、特別な条件
付きでご加入いただく場合があります。



医師の診査は不要です。
健康告知だけの申込!



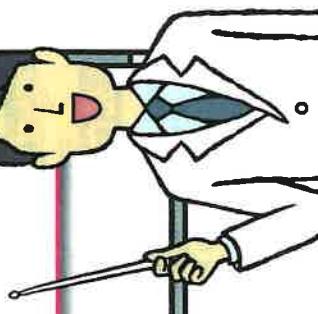
会員と同居の親族も
ご加入いただけます。



満84歳まで自動継続です。
掛け忘れがなくずっと安心!



Point
3



補償の内容（保険金額）

病気で入院した場合 (疾病入院保険金日額)	1日目から 2,800円		
病気で手術を受けた場合 (疾病手術保険金)	重大手術の場合 11.2万円	重大手術以外の場合 入院中の手術 5.6万円	外来の手術 1.4万円
病気またはケガにより日本国内で 先進医療 ^(注) 等を受けた場合 (先進医療等費用保険金)	300万円		
病気死亡による場合 (死亡一時金 ^(※))	1万円		

(注)「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。

対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html>)

掛金（保険料 + 死亡一時金掛金）

保険金のお支払方法等重要な事項は、「あんど保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

●掛金タイプ^(注)（保険期間 1年 団体割引 25% 手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット 一時払）

- ・掛金は、保険始期日時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢とします。
- ・ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の掛け金は、更新時の保険始期日時点での満年齢による掛け金となります。
- ・満84歳（継続契約の場合も満84歳）までの方が対象となります。
- ・団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

保険始期日時点の 満年齢	掛金（一時払）	参考（月払）
55～59歳	11,650円 (保険料 11,050円 + 死亡一時金掛金 600円)	約970円
60～64歳	15,890円 (保険料 15,170円 + 死亡一時金掛金 720円)	約1,320円
65～69歳	23,250円 (保険料 22,410円 + 死亡一時金掛金 840円)	約1,940円
70～74歳	34,560円 (保険料 33,600円 + 死亡一時金掛金 960円)	2,880円
75～79歳	46,230円 (保険料 45,150円 + 死亡一時金掛金 1,080円)	約3,850円
80～84歳	68,470円 (保険料 67,270円 + 死亡一時金掛金 1,200円)	約5,710円

●このパンフレットは、「団体総合保険（医療保険基本特約 疾病保険特約セット）」の概要を説明したものです。
詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【保険料控除について】

本保険は介護医療保険料控除の対象となります。

(2021年6月現在)

*死亡一時金掛金は介護医療保険料控除の対象ではありません。

※死亡一時金について

1 ケガ以外の病気でお亡くなりになった場合 「こうねんのひろば共済会」 の独自事業として死亡一時金をご遺族にお支払いします。

なお、本パンフレットの掛け金には、保険料の他に死亡一時金の掛け金が含まれています。

2 補償の内容および掛け金の概要については本パンフレットをご確認ください。

なお、ご不明な点につきましては、「こうねんのひろば共済会」までご連絡ください。

事故の発生から保険金のご請求までの流れ

1. 保険の対象となる事故の場合

- ①事故が発生した場合には、ただちに事故サポートセンター（0120-727-110）（24時間365日）までご連絡ください。
- ②損保ジャパンの保険金サービス課より折り返し必要書類を送付しますので、必要事項をご記入いただき、保険金のお支払手続きを進めさせていただきます。

2. 病気によりお亡くなりになられた場合

- ①保険の対象となる方が病気によりお亡くなりになられた場合には、ただちに「こうねんのひろば共済会」（0120-86-5045）までご連絡ください。
- ②こうねんのひろば共済会より、必要書類を送付しますので必要事項をご記入のうえ、死亡一時金の請求手続きを進めてください。

加入手続きについて

①加入をご希望の場合は、別紙の「加入依頼書兼健康告知書」に必要事項を記入・告知してください。

「加入依頼書兼健康告知書」の告知事項は、被保険者（保険の対象となる方）ご本人が自らご記入のうえ、署名・捺印してください。被保険者（保険の対象となる方）の満年齢、性別等「加入依頼書兼健康告知書」の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

＜告知の大切さについてのご説明＞

○告知書はお客様（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、また資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

②同時に、別紙の「口座振替依頼書」に掛金引落とし口座をご記入・ご捺印のうえ、「加入依頼書兼健康告知書」と一緒に返信用封筒にてご送付ください。記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

※ご夫婦それぞれでお申込みの場合は、それぞれ別に返信用封筒でご返送ください。

※申込締切日（毎月20日）を過ぎて「加入依頼書兼健康告知書の送付」もしくは「口座振替依頼書の送付」のどちらかが未完了の場合、お申込みを無効とさせていただく場合がございます。

27日が土・日・祝日の場合は翌営業日

お申込締切日は、毎月20日 → 翌月1日から保険開始 → 保険開始月の翌々月27日に掛金口座振替

※掛金が万が一、口座振替できなかったときは、「郵便局からの掛金払取扱票」をこうねんのひろば共済会よりご案内します。指定期日までに払込手続きが完了しない場合、保険開始日に遡ってご加入の取消、または解約となりますのであらかじめご留意ください。

【翌年以降のご更新（継続）について】

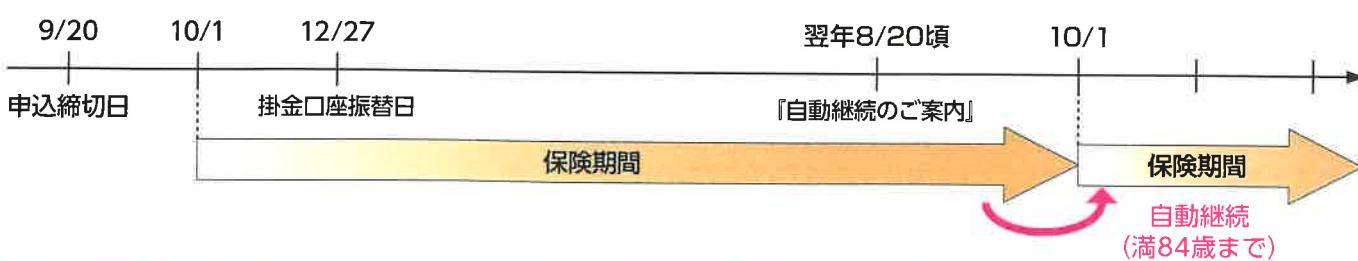
毎年、ご更新（継続）の約1か月前に「『あんど総合保険』自動継続のご案内」をお送りします。

保険料引落とし口座の変更・住所変更がある場合・ご継続されない場合は、こうねんのひろば共済会までご連絡ください。

※ご連絡のない場合、前年度お申込み内容にて自動的に更新（継続）されます。※更新（継続）時には、告知は不要です。

口座振替のスケジュールについて ·2021年10月1日保険開始の場合

※口座振替日は保険開始日の翌々月27日（27日が土・日・祝日等の場合は翌営業日）です。



加入者証について

第1回掛金が口座振替された後、約1か月以内に送付します。

加入者証は大切に保管してください。

また、加入者証が届かない場合や再発行をご希望の場合は、損保ジャパンまでご照会ください。



あんど保険 Q&A

Q1 掛金が高い気がしますが、ほかの医療保険との違いはなんですか。

A 一時払のため掛金が高く見えますが、月々にすると満74歳までの方で約2,900円と割安な掛金になっております。団体割引25%も適用しておりますので、年金受給者協会の会員さまのための保険制度となっております。

Q2 掛金が勝手に引落されている。契約状況について確認したい。

A 保険開始月の翌々月27日にご指定の口座から引落しとなる自動継続のご契約になります。ご継続を希望されない場合は、保険開始月の1か月前までにこうねんのひろば共済会へご連絡ください。

Q3 先進医療等費用保険金について教えてください。

A 被保険者が疾病または傷害を被り、日本国内で先進医療等^{※1}にかかる費用を負担したことによって被った損害に対して、保険金額を限度としてお支払いします。

※1 先進医療^{※2}および臓器移植術をいいます。

※2 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。

対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html>)

治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合は、お支払いの対象になりません。

先進医療に該当する医療、医療技術の概要、実施している医療機関等については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

Q4 白内障の手術を受けました。手術保険金の対象となりますか？

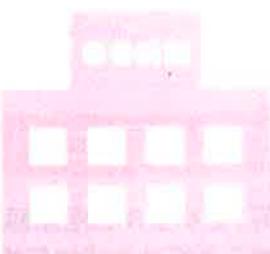
A 公的医療保険制度における医科診療点数表に手術料の算定として列挙されている白内障に対する「水晶体再建術」は、お支払対象となる手術に該当します。

なお、外来で受けた手術か入院中に受けた手術かにより支払倍率が決まります。

詳しくは、P7～8【補償の内容【保険金をお支払する主な場合とお支払できない主な場合】疾病手術保険金】をご覧ください。

Q5 日帰り入院は補償されますか？

A 対象です。「日帰り入院」とは、疾病的治療を目的（診断確定された検査入院を含みます）として入院し、その日のうちに退院した場合をいいます。「日帰り入院」に該当するかは、治療費領収書または医療費請求書の「入院料等」の支払いの有無を確認して判断します。



あんど保険のあらまし(契約概要のご説明)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

- 商品の仕組み : この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約等をセットしたものです。
- 保険契約者 : こうねんのひろば共済会
- 保険期間 : 毎月1日(午後4時)から1年間
- 申込締切日 : 保険期間開始月の前月20日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者 : 年金受給者協会(連合会)の会員
 - 被保険者 : 年金受給者協会(連合会)の会員およびその配偶者と同居の親族(新規加入の場合、満84歳(継続加入の場合も満84歳)までの方が対象となります。)
- お支払方法 : 保険開始月の翌々月27日に口座引落としによるお支払い。
(一括払)
- お手続方法 : 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の「こうねんのひろば共済会」までご送付ください。

ご加入対象者	お手續方法
新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の 皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合 書類のご提出は不要です。
継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、「こうねんのひろば共済会」までご連絡ください。
 - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
 - また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に、次の保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき 180日 を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して 1,000日 が限度となります。 疾病入院保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 入院した日数
疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病的治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合>疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 20(倍) <外来で受けた手術の場合>疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 5(倍) 重大手術^(※3) 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。(次のページに続きます。)

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】続き

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
疾病手術 保険金	<p>(前ページより続きます。)</p> <p>(2)骨髄幹細胞採取手術^(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※2)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>
先進医療等 費用保険金 (注2)	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1)先進医療および臓器移植をいいます。</p> <p>(※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)</p>

- (注1)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
- ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額
- (注2)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
- (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失
 - ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
 - ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
 - ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※3)のないもの
 - ⑥麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
 - ⑦傷害
 - ⑧妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。
 - ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害
 - 先進医療等費用保険金支払特約は前述①～⑨および下記⑩～⑭
 - ⑩麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
 - ⑪妊娠・出産
 - ⑫地震、噴火またはこれらによる津波
 - ⑬ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
 - ⑭自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
- など
- (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
- (※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

- ・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
- ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できことがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。

(削除できない場合)

○補償対象外とする疾病群が複数の場合

○被保険者の満年齢が70歳以上の場合

○告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合

など

- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	<p>急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。</p> <p>ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。</p> <ul style="list-style-type: none">・「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となつた事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 <p>(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。</p>
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

1. クーリングオフ

この保険は「こうねんのひろば共済会」を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書兼健康告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書兼健康告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項^(*)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)告知事項とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書兼健康告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(**)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

* 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(*)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(**)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(*)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になります。

(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

①特別な条件を付けずにご加入いただけます。

②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)」でご加入いただけます。)

③今回はご加入いただけません。

- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(**)より前に発病^(**2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。

ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(*)より前に発病^(**2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(*)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病的発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書兼健康告知書記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

- 年金受給者協会(連合会)から脱退される場合は、必ずご加入の窓口(こうねんのひろば共済会)にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

●保険責任は毎月1日午後4時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。入院を開始した日あるいは手術を受けた日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金支払事由に該当するご通知をいただいた場合は、損保ジャパンから保険金ご請求の手続きについてご案内します。以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書など
③	疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	被保険者の身体の疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするため必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口(こうねんのひろば共済会)にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客様にとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

事故・おケガのご連絡、保険金のご請求窓口

●損害保険ジャパン株式会社 事故サポートセンター

0120-727-110

（通話料無料）

（受付時間：24時間365日）

・保険金のご請求の際は、こちらへご連絡ください。

・保険金の請求に必要な書類は、事故の
ご通知を受けてからお送りします。

ご契約内容に関する問い合わせ先

●取扱代理店（有）こうねんサービス

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-29 12-702

0120-75-1805

（受付時間：

平日の午前9時から午後5時まで）

●団体契約者 こうねんのひろば共済会

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-29 12-702

0120-86-5045

（受付時間：

平日の午前9時から午後5時まで）

●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-5137（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sompo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したもので、詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただかず、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、引落し日から1ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。